

---

○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時55分）

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第3、議案第7号 松崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第7号 松崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当から説明いたします。

（総務課長 高木和彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） この条例は、ちょっと具体的にもうちょっと教えていただきたいんですけど、これが成立すると、この美しい伊豆創造センターにより職員を派遣するような形になってしまうということなんですか。業務が増えるということですか。

○総務課長（高木和彦君） 増えるというよりも、いまうちの方では、臨時職員を雇用して派遣している状況でございます。私どもの方では、臨時職員という形になってはいますが、市町によっては、その町の職員を派遣するケース等もございます。そういう場合には、年齢等に応じて管理職手当が出る場合もありますし、時間外勤務手当も支給するということがあると思えます。

それらの中で、7市6町で運営しているものですから、基本になる部分についても整合性がとれるものに調整しようというのが条例の改正の趣旨でございます。増やすためにということとはちょっと違っております。

○2番（伴 高志君） その臨時職員の方というのは、ほかには業務をされていないんですか。それだけでやられているのか、ほかにはやられていて更に臨時でこちらの仕事もやっているということなんですか。現状を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） 現在臨時職員は1名派遣しておりますけれども、そちらはジオ

パークの業務を主に担当していただいております。そういった業務にいま携わっているところでございます。

○2番(伴 高志君) じゃあ、この方はジオパーク以外はほかの業務はされていないということ考えてよろしいですか。

○企画観光課長(高橋良延君) そのとおりジオパークの業務ということでございます。

○議長(土屋清武君) ほかにありませんか。

○2番(伴 高志君) このジオパークというのは、直接は、町の関係に関わるところもありますが、もっと広域の話だと思うんですけども、やっぱり基本的には、町の職員であるならば、やっぱり町にとって・・・、お客さんを連れて来ていただけるような活動として当然やっていると思うんですけども、より・・・、派遣してそちらの業務をただこなしているだけということになってしまっはまずいなというのが・・・、正直考えているところでありまして、やっぱりこれからの公社の関係でも・・・、なかなか経営が大変になってきているということもありますので、町にとって・・・、本当に有利になるような・・・、そういう方向性であればもちろん賛成したいんですけども、その考え方を教えてください。

○企画観光課長(高橋良延君) 先ほど私は、臨時職員は主にジオパークということで申し上げましたけれども、ジオパークは任意団体の美しい伊豆創造センターの中にあるわけでございまして、当然その中のやっている業務あるいは同じ事務所に一般社団法人の美しい伊豆創造センターもあるわけです。

そういったことで、そこの中の情報というのは、その職員も全て共有はしているということでございますので、そういったことを含めまして、町の方にもいまだどういうことをやっているか等々を含めまして、そういった情報は全て入ってきますので、臨時職員もそういったほかの業務、美しい伊豆創造センターがやっているほかの業務の内容についてもそれは当然知ったうえでやられているということでございます。

○総務課長(高木和彦君) 今回の改正については、例えば、いま臨時職員を派遣しているわけですが、これからいろいろな調整をする中で、例えば、私のような一般職員が派遣する場合になった時に、今の条例ですと給料と手当4つしか支給できないわけですが、そういうことも将来いろんな職員がいくこともふまえて、今のうちに給与面の状態を整理しようというのが改正の趣旨でございます。

○5番(藤井 要君) いま、現状としますとこれは松崎の住人というか、住民が行っているわけじゃなくて、すぐ近くの人を雇っているわけですね。これはね。

将来的に・・・、じゃあ、今の現状であそこに勤めている人がその中でいろいろ仕事ができるよということになれば、創造センターの中で係長とか、その場の中で上がる可能性があるということに理解していいんですかね。

それとも、係長とかそういう役職になるのには、松崎から行かなければだめであるよとかという・・・、ちょっと先にこれを・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 今の臨時職員はそのままその組織の中で係長ですとか、そういった事務局長ですとかということではちょっとあり得ないのかなと考えています。

○5番（藤井 要君） いまそういう回答がありましたので、この管理職手当そして通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当ということは、なかなか・・・、じゃあ、こちらの方から行かない限り該当しないということで解釈してよろしいわけですね。はい。わかりました。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと確認の意味でご質問しますけれども、伊豆創造センターは具体的に場所はどこなんですか。1点と、それから、これに対する・・・、県の方で肝いりでやったと思うんですけれども、特にジオパーク・・・、特に県知事が力を入れていきますよね。観光の進展ということで結構なことだと思うんですけれども、これに対して県からの補助金とか、施設運営・・・、それはあるんですか。あと、町としての負担金があるかどうか。

それから、あとは、臨時職員と言いましたけれども、今回の場合は、松崎町職員だから、正規の職員ということで・・・、理解でいいですよ。臨時だったら・・・、もう臨時の・・・、いま誰かわかりませんが、臨時の人の身分切替で正職員にするのか、あるいは臨時を辞めてもらって、職員になった人をやるのか。

これは条例制定ですよ。松崎町職員・・・、臨時は職員じゃないですもんね。その辺をまず1点お伺いします。

○企画観光課長（高橋良延君） まず、場所の関係ですけれども、場所については、修善寺の総合会館、あの温泉街を入った所にありますけれども、そこに事務所を置いているところがございます。

美しい伊豆創造センターの財政という面でありましたけれども、当然これは県、町等そちらの負担金をもっていわゆる事業予算として組んでやっているものでございます。

それから、この条例については、臨時職員じゃなくて、正規の職員ということの中で、その職員を派遣するということを想定して、今回条例改正をするものでございます。

○総務課長（高木和彦君）　いま、企画観光課長がそういうふうに応えましたけれども、うちの方もこちらの方に職員を派遣するという予定はありませんけれども、この7市6町で組織されているものですので、そこら辺の条例については整合性をとるように全部同じように条例を調整しようという趣旨のものでございます。

○6番（福本栄一郎君）　ちょっと確認ですけれども、臨時は役場の臨時職員としては行っているということですね。

それから、じゃあ、臨時は臨時で継続するかしないかは別としましても職員がいずれ行く場合があるから、この条例を整備しなければならない・・・、7市6町の統一的な条例ということの解釈でよろしいわけですね。わかりました。

それで、全協の時に言いましたけれども、7市6町・・・、職員が・・・、正規の職員にいずれなるでしょうけれども、そういった場合に、こういったことでだんだん、だんだんいってくと、財政の豊かでない松崎町として職員を派遣していいのかどうかということ・・・、じゃあ、こういった施設を造りました・・・、職員はどんどん行ってください・・・、今現在やっているのは、賀茂地域の広域連携で税務担当が行っていますよね。それは、その仕事をやればいいんですけれども、こういったことが将来的に・・・、いわゆる広域的な行政として、じゃあ、職員を派遣してください、何を派遣してください、こういった財政の・・・、町としては、それが耐えられるかどうか・・・。かといって、役場の中の内部だって、国からあるいは県からどんどん、どんどん仕事が下りてくる・・・、かといって、職員の採用をしなければいけない・・・、そうすると財政的な負担がかかってくる。予算を組んでも人件費の・・・、固定的な義務的経費がどんどん膨れ上がってくる。

そうなりますと、投資的な経費がだんだんできなくなる。かたや税収が落ち込んできている。経済が非常に疲弊している。仕事もない。だから、法人税・・・、所得割もだんだん出てこなくなる。しかも年齢構成も・・・、もうやがて45パーセントになる。年金生活者・・・。この辺の考え方ですね。平たく言うと、金持ちの市町村とのおつきあいができるかどうか。この財政が苦しい中で、その辺が・・・、県の配慮もありがたいですけれども、むしろ県の方で職員を派遣という考え方はないですか。一律に・・・、じゃあ、13人集まるということですか、7市6町だから。単純に1市町1人ということになりますと13人で伊豆創造センター事務所に詰めるということですか、その辺をお聞かせください。

○町長（長嶋精一君）　福本議員がおっしゃることは非常によくわかります。私としても、いま考えているのは、あるいは考えて実行するのは、あくまでも県がこうしてくれとか、今度の下

田市で広域でやっています副知事がこうしてくれと言っても是々非々で答えます。

うちの方が出費が多くなるとか、人をよこせといっても無理なものは無理とはっきり申します。それが私の考え方です。

それと、本件については、あくまでも職員をそちらの方の形態に送り込むという考えは今のところありません。今後もそれはありません。このための臨時を雇っているわけですから、その人にやってもらいます。これを変えるつもりは毛頭ございません。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

○2番（伴 高志君） この趣旨はわかるんですけども、やはりこれを認めてしまいますと、松崎町にとってより広域の方の仕事にもっと職員が引っ張られてしまうのではないかと・・・、いま、町長の答弁でそれは臨時的な仕事でできるとおっしゃるんですけども、私は、その部分でやや不安が残りますので、この議案には反対します。

○議長（土屋清武君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

○5番（藤井 要君） 私は本案に賛成いたします。

現状では、松崎町から臨時職員ということでやっております。そして、この趣旨というのは、作った趣旨というのは、伊豆半島・・・、松崎というよりは、伊豆半島を活性化させようという趣旨でやっていると思います。

そういう中で、現状ではほかのところは出向して課長とかそういうのをやっているかと思えますけれども、松崎もいつかは・・・、いま、町長が先ほどは今のところと言いましたけれども、そういう係長とか、課長とかが出る可能性も順番で回ってくる可能性もあるかもしれませんけれども、伊豆半島・・・、そういうのをよくしたいというような中でやっているということを考えますと、このまま将来的なことを考えてくれということになりますので、賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（土屋清武君） これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 松崎町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（土屋清武君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---